

一、交渉状況

記

九月午後一時三十分ヨリ、今五時三十分迄、日経本社 三階ニ於テ

会社側 栗田支配人、外文名（前田ニ会シ）

労働者側 組合代表 中田惣吉、山花房准、斎藤金治

後業員代表 谷天、前外前田合様

等ト会見中同ヨリ

吾々後業員ハ、労難ヲ排シテ解決ヲ望ム。モノテアル会社ニ於テ

モ合様交渉ノ進メヲレタイト述ヘ、更ニ要ル第二項ハ、本章程ノ

重要ナルヲ以テ之ヲ後廻シトシ、他ノ項目ヨリ交渉シタシト附

言ニシテ、会社側同村

「第二項ヨリ交渉シテ差支ナシ」 中田「決案ヲ避クル意味

ニ於テ後廻カヨイ」 山花「第二項ニ於テ決案ノ場合ノ準備

ハ出来テ居ル」 然レ決案ハ望ム。願テハ、ナイカラ会社ニ於テモ堅

考セラレタシト述ヘ、後業員ノ強硬ナル態度ヲ仄メカシテ、会社
ノ出鼻ヲ牽制シ、次ヲ中田ヨリ

(1) 第二項ノ解雇及退職手当適用範囲ヲ如何ニスルヤ

(2) 第九項（女給ノ日給ヲ月給ニスルコト）ノ期間ヲ短縮スル

コト

(3) 第四項ノ賞与ニツキ考ヘラレタシ

ト提案シ、之ヲ以テ原因支配人ヨリ

(4) 第九項ノ期間ハ、豫算ノ関係ニヨリ短縮不能故下半年期ヨリ実

施スル

(5) 第四項ハ、市内被及浅草ニ近接等ハ勤務ノ時間ニ相違アリ且

収益上ノ問題等モ考慮ノ餘地アリトシ「保留」

(6) 第二項ノ適用範囲ニツキ中田ニ對シ再説明ヲ求メタル上適

用範囲ハ、弁士、楽士、外ニ出テナイト主張シ、結局保留トナリ

午後三時三十分休業、午後四時三十分再ヒ会見